平成24年度 教員採用等の改善 に係る取組事例

平成23年12月

文部科学省 初等中等教育局 教職員課

教員採用等の改善に係る取組事例

目 次

O	はじめに	•	•	•	•	•	•	•	•	1
0	教員採用等の改善について									
	(平成23年12月27日付 23文科初第1334号 初等中等教育局長通知)		•	•	•		•		•	2
0	平成24年度 公立学校教員採用選考試験の実施方法について	•	•	•	•	•	•	•	•	6
Ι	. 試験実施区分·実施時期等									19
1	試験実施職種・試験区分等									
	(1) 試験実施職種・試験区分			•	•		•		•	20
	(2)併願・一括募集の実施			•			•		•	22
2	試験実施時期		•	•	•		•		•	24
3	合格発表時期・採用内定時期		•	•	•		•		•	26
4	採用試験実施の周知方法、県市外での採用試験の実施	•	•	•	•	•	•	•	•	28
П	. 採用選考試験内容	•	•	•	٠	٠	•	•	•	33
1	提出書類	•	•	•	•	•	•	•	•	36
2	筆記試験等の実施状況									
	(1) 一般教養・教職教養	•	•	•	٠	٠	•	•	•	38
	(2) 専門教科・作文	•	•	•	•	•	•	•	•	40
	(3)小論文・その他			•	•	•	•	•	•	42
	(4) 小学校教諭の筆記試験における外国語活動に関する内容			•	•		•		•	44
3	実技試験の実施状況									
	(1)小学校			•	•		•		•	46
	(2)中学校		•		•		•		•	48
	(3)高等学校		•		•		•		•	50
	(4)養護教諭		-							52
	(5)教科以外			•	•		•	•		53
4	面接試験の実施状況									
	(1) 1次・2次試験における個人面接・集団面接の実施状況		-							54
	(2) 面接時間・面接担当者数等		•							58
	(3)面接担当者(民間人等以外)				•					60
	(4)面接担当者(民間人等)				•					64
	(5)面接内容									68
5	模擬授業・場面指導・指導案作成の実施状況									
	(1)模擬授業・場面指導									72
	(2)指導案作成									74

<u>Ⅲ.試験免除・特別選考等</u>	79
1 特定の資格や経歴等を持つことによる一部試験免除	82
(1)英語の資格による免除	84
(2)情報処理に係る資格による免除	• • • • • • 94
(3)スポーツ・芸術での技能や実績による免除	96
(4)国際貢献活動経験による免除	• • • • • • • 100
(5)教職経験による免除	103
(6)前年度の採用候補者名簿登載者であることによる免除	127
(7)前年度第1次試験(第2次試験)合格者であることによる	免除 ・・・・・・ 130
(8)その他の資格や経歴等を持つことによる免除	138
(9)特定の資格や経歴等を持つことによる加点制度	145
2 特別選考	148
(1)英語の資格による特別選考	150
(2)スポーツ・芸術での技能や実績による特別選考	158
(3)社会人特別選考(民間企業等経験による特別選考)	• • • • • • 174
(4)教職経験による特別選考	195
(5)国際貢献活動経験による特別選考	218
(6)いわゆる「教師養成塾」生を対象とした特別選考	226
(7) その他の資格や経歴等による特別選考	
3 特別免許状を活用した選考	248
(1)特別免許状を活用した特別選考	250
(2)特別免許状を活用した一般選考	250
Ⅳ.大学院在学者・進学者に対する特例	253
1 大学院在学者・進学者に対する特例	254
(1)次年度以降の採用選考試験における一部試験免除	256
(2)次年度以降の採用選考試験における特別選考	258
(3)採用候補者名簿の登載期間の延長	260
<u>V. 障害のある者への配慮</u>	275
1 障害のある者を対象とした特別選考	
(1)障害のある者を対象とした選考	276
(2)障害のある者の受験者・採用者数	278
(3)障害のある者の配置例	279
2 試験時における障害のある者への配慮	
(1) 教員採用選考試験時における障害のある者への配慮の周知	方法 ・・・・・・・ 280

(2)筆記試験における配慮	
①視覚障害者	282
②聴覚障害者	284
③肢体不自由者	286
(3)筆記試験以外の配慮	288
VI. 受験年齢制限	295
(1)基本的年齡制限	296
(2)特定の校種・教科についての受験年齢制限の緩和	297
(3)教職経験者に対する受験年齢制限の緩和	298
(4) その他の要件による受験年齢制限の緩和	300
Ⅷ、情報公開・不正防止のための措置	303
1 採用選考の内容・基準等の公表	
(1)試験問題の公表の状況	304
(2)解答の公表の状況	306
(3)配点の公表状況・自己採点の可否	308
(4)採用選考基準の公表の状況	
①公表方法等	310
②公表事項	312
(5)本人への成績開示の状況	
① 1 次試験	314
② 2 次試験	316
(6)教育委員会の求める教員像	318
2 不正防止のための取組	
(1)各業務段階ごとのチェック体制の状況	326
(2)元データと確定データの突合チェックの実施状況	328
(3)受験者の匿名化と公正な面接試験の確保の実施状況	330
(4)その他の不正防止のための措置の実施状況	333
3 関係文書の保存年限	
(1)実施要領・試験問題・面接等判定書・試験成績表	
(2)適性検査結果・願書又は志願票・筆記、論文・作文答案	338
参考	
<u></u> ○ 「教員採用等の改善について」	
(平成8年4月25日付 文教地第170号 教育助成局長通知)	343
○ 平成11年12月10日 教育職員養成審議会第3次答申	
「養成と採用・研修との連携の円滑化について」(抄)	349

0	「教員の養成と採用・研修との連携の円滑化について」	
	(平成12年2月2日付 文教教第245号 教育助成局長通知)	 352
0	平成14年2月21日 中央教育審議会答申	
	「今後の教員免許制度の在り方について」(抄)	 353
0	「『規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申』における教員	
	採用、教員評価等に係る運用上の工夫及び留意点について」	
	(平成18年3月31日付 17文科初第1183号 初等中等教育局長通知)	 354
0	平成18年7月11日 中央教育審議会答申	
	「今後の教員養成・免許制度の在り方について」(抄)	 365
0	「教員の採用等における不正な行為の防止について」	
	(平成20年7月10日付 20文科初第495号 初等中等教育局長通知)	 366
0	「平成21年度『教員採用等の改善に係る取組事例』の送付について」	
	(平成20年12月24日付 20初教職第22号 教職員課長通知)	 367
0	平成23年度 公立学校教員採用選考試験の実施状況について	 370
0	都道府県・指定都市教育委員会 教員採用事務担当課一覧	 394

はじめに

本冊子は、全66都道府県・指定都市教育委員会(以下「県市」という。)において平成23年度に実施された平成24年度採用選考を対象として、実技、面接、筆記等の選考試験内容、特定の資格や経歴等を持つ者を対象とした試験免除や特別選考、採用選考の内容・基準の公表や不正防止のための取組等採用選考の実施方法について調べ、取りまとめたものです。

その結果のポイントは以下のとおりです。

○試験実施時期

・1次試験実施時期は7/1~7/7が21県市(前年度3県市)、7/8~7/14が3県市(前年度 21県市)で実施。

○模擬授業・場面指導の実施状況

・模擬授業や場面指導は、実践的指導力を観察できる試験方法として、模擬授業は55 県市(前年度52県市)、場面指導は35県市(前年度41県市)で実施。

○特定の資格や経歴等を持つ者を対象とした特別選考等

- ・教職経験者や社会人(民間企業等での勤務経験を有する者)経験者など、特定の資格 や経歴等を持つ者を対象とした特別選考が61県市(前年度59県市)、一部試験免 除が48県市(前年度46県市)で、それぞれ実施。
- ・障害のある者を対象とした特別選考は65県市(前年度64県市)で実施。

〇採用選考の透明性を高めるための取組

・採用選考基準の公表は66県市(前年度66県市)で実施。そのうち、42県市(前年度38県市)で採用選考基準を全て公表。

本冊子が、各県市において、教員としてふさわしい資質能力を有する人材を確保できるよう、教員採用選考等をより一層の改善するための一助となることを期待します。

文部科学省初等中等教育局教職員課

23文科初第1334号 平成23年12月27日

各都道府県教育委員会教育長

殿

各指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局長 山 中 伸 一

教員採用等の改善について (通知)

教員採用等については、貴教育委員会において、「教員採用等の改善について」(平成8年4月25日付け文教地第170号、教育助成局長通知)、「教員の養成と採用・研修との連携の円滑化について」(平成12年2月2日付け文教教第245号、教育助成局長通知)、「教員の採用等における不正な行為の防止について」(平成20年7月10日付け20文科初第495号、初等中等教育局長通知)、「平成21年度「教員採用等の改善に係る取組事例」の送付について」(平成20年12月24日付け20初教職第22号、教職員課長通知)等を踏まえ、教員としての適格性を有する人材や個性豊かで多様な人材を確保するための選考方法等の改善、採用選考における公平性・透明性の確保を図るための改善等に取り組まれていることと承知しております。

貴教育委員会におかれては、引き続き、下記の点を十分に留意し、教員採用等の改善 を図られるようお願いします。

記

1. 人物重視の採用選考の実施等

(1) 教員の採用選考に当たっては、単に知識の量の多い者や記憶力の良い者のみが合格しやすいものとならないよう配慮し、筆記試験だけではなく、面接試験や実技試験等の成績、社会経験、スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動や大学等にお

ける諸活動の実績等を多面的な方法・尺度を用いて総合的かつ適切に評価することにより、より一層人物を重視した採用選考を実施し、真に教員としての適格性を有する人材の確保に努めること。

(2) 豊かな体験や優れた知識・能力を有する多様な人材を確保するため、民間企業等での勤務経験や留学経験のある者、スポーツ・文化や青年海外協力隊等国際協力の分野において特に秀でた技能・実績を有する者等に対する採用選考の実施に努めること。

また、「日本再生のための戦略に向けて」(平成23年8月5日閣議決定)や「科学技術基本計画」(平成23年8月19日閣議決定)においても、理工系学部や大学院出身者の教員としての活躍を促進することが求められている。これらのことを踏まえ、各学校段階における教育内容等に応じ、理数系の知識・能力を十分に考慮した採用選考の実施に努めること。

なお、その際、受験年齢制限の緩和を図るとともに、特別免許状制度の積極的活用について検討すること。

(3)人物評価を多面的に行うため、受験者の出身大学や臨時的任用教員、非常勤講師等として勤務する学校の校長、社会活動の実績がある者について当該関係機関から推薦状を受けるなど、受験者の人柄や能力をよく知る者からの推薦を選考の一つの判断材料として活用することに引き続き努めること。

なお、教職経験者の採用選考に当たっては、臨時的任用教員について優先権を与えることがないように十分留意することなど、公平性、公正性、透明性の確保に引き続き努めること。

- (4)人柄や意欲、教員としての実践的指導力を見極めるため、大学等教員養成機関や教育実習校との連携を密にし、教育実習の評価を客観的なものにするなどの条件整備を図りつつ、教育実習校における評価を含めた教育実習の評価を選考の一つの判断資料として活用することに努めること。
- 2. 専門性等を考慮した採用選考の実施

新学習指導要領の趣旨及び内容等を踏まえ、専門性等を考慮した採用選考の実施に努めること。特に以下の点に留意すること。

(1) 新学習指導要領では、「外国語」について、中学校では授業時数の増加、高等学校では「授業は英語で行うことを基本とする」こと等の充実を図ったところである。また、「国際共通語としての英語力の向上のための5つの提言と具体的施策」(平成23年6月30日、「外国語能力の向上に関する検討会」)においては、英語を母国語とする外国人教員や留学などの海外経験を積み高度な英語力を持つ日本人英語教員の採用の促進、英語教員の採用に当たり外部検定試験の一定以上のスコア(実

用英語技能検定準1級、TOEFL (iBT) 80点、TOEIC730点程度以上など)の所持を条件とすること等が求められている。これらのことを踏まえ、英語によるコミュニケーション能力を十分に考慮した採用選考の実施に努めること。

- (2) 平成23年度から小学校新学習指導要領が全面実施され、第5学年及び第6学年 で外国語活動が必修化されたことから、小学校の教員の採用選考において外国語活動に係る内容を盛り込むなど、外国語活動に対応した採用選考の実施に努めること。
- (3) 新学習指導要領では、ICTを適切かつ主体的に活用できるようにするための学習活動の充実や情報モラルの習得など各教科等を通じた情報教育の一層の充実を図ったところである。また、「教育の情報化ビジョン」(平成23年4月28日、文部科学省策定)においても、ICTを効果的に活用して、指導方法を発展・改善していくことを求めているとともに、教員の採用選考についても、ICT活用指導力を十分に考慮して行われることが期待されると記述している。これらのことを踏まえ、情報機器やデジタル教材を効果的に活用する指導が実施できるよう、ICT活用指導力を十分に考慮した採用選考の実施に努めること。
- (4) 障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)が成立し、可能な限り障害者である児童生徒が障害者でない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないとされたこと等を踏まえ、特別支援学校はもとより、小・中学校等の教員の採用選考においても、特別支援教育の専門性に配慮した採用選考の実施に努めること。

3. 障害者の採用拡大等

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第81号)における衆議院厚生労働委員会及び参議院厚生労働委員会の附帯決議等を踏まえ、障害者の採用拡大に向けて、なお一層の取組を進めるよう必要な措置を講じること。特に法定雇用率を下回る教育委員会は、適切な実態把握と他の都道府県等の取組を参考に法定雇用率の改善に努めること。

また、教員の採用選考においては、障害を有する者を対象とした特別選考を行うなど、 身体に障害のある者について、単に障害があることのみをもって不合理な取扱いがされ ることのないよう、選考方法上の工夫等適切な配慮を行うとともに、そうした配慮を実 施することやその内容について広く教職を目指す者が了知できるよう広報周知に努める こと。

4. 計画的な採用・人事

今後10年間に教員全体の約3分の1が退職する状況に鑑み、教員の年齢構成に配慮

し、中長期的視野から退職者数や児童生徒数の推移等を的確に分析・把握した計画的な 教員採用・人事を行うよう努めること。その際、学校種別ごとに採用区分の弾力化、学 校種間や他の都道府県等との人事交流の促進などにも配慮するとともに、中長期的な採 用見込み者数の見通しなどの情報提供に努めること。

5. 不正防止等

不正防止のチェック体制や透明性の確保を図る観点から、採用試験の管理体制の整備、学力試験問題等の公表及び採用選考基準の公表に努めること。

また、筆記試験の試験問題については、広く教員として求められる資質能力を見極めることが可能な良問を継続的に作成するよう努めること。

6. 選考後の実証的分析

選考後においては、各選考段階について手順や手法等の点検とともに、判定結果と採用後の勤務実績等の関係などの実証的な分析などを行い、その結果をもとに更に改善に努めること。

担当:初等中等教育局教職員課専門官

電話: 03-5253-4111(内線3569)

平成24年度 公立学校教員採用選考試験の実施方法について

〇 調査の趣旨

文部科学省では、教員採用の改善に資するため、毎年度、各都道府県(47)・指定都市(19)教育委員会(以下「県市」という。)が実施する公立学校教員採用選考試験の実施方法について取りまとめ、その概要を公表している。本調査は、平成23年度に全66県市において実施された平成24年度採用選考試験の実施方法について取りまとめたものである。

- ※ 教員採用選考試験を共同で実施している道県と指定都市についてはそれぞれ1県市として集計している。
- ※ 石川県、堺市は1次・2次と試験を区分していないが、1次試験に含めて集計している。

1 試験実施区分・実施時期等(第1表)

教員採用のスケジュールについては、以下の時期で実施されている。

① 1 次試験 7/1~7/7:21県市 7/8~7/14:3県市

7/15~7/21:26県市 7/22~7/28:16県市

① 2 次試験 8月:56県市 9月:8県市

③ 3 次試験 9月:2県市

④合格発表 9月:22県市 10月:44県市

⑤採用内定 9月:8県市 10月:48県市 12月:1県市

1月:1県市 2月:2県市 3月:6県市

2 採用選考試験内容

教員採用においては、教育者としての使命感、豊かな人間性や社会性、様々な体験に 裏付けられた確かな指導力などを備えた、優れた人材を確保することが重要な課題となっており、人物評価を重視した選考に一層移行させることが求められている。

各県市においては、受験者の資質能力、適性を多面的に評価するため、教養・専門などの筆記試験のほか、面接、実技、作文・論文、模擬授業等の多様な方法を組み合わせて採用選考が実施されている。以下、平成24年度採用選考における選考方法等の状況について概観する。

※ 以下、()内は前年度の数値である。

(1) 実技試験 (第2表-1、第3表、第4表)

小学校の受験者に対しては、59県市 (62) で何らかの実技試験が実施されている。 概要は次のとおりである。

• 水泳 51県市 (56)

・水泳以外の体育 50県市 (54)

・音楽 45県市 (50)

・図画工作 7県市(10)

· 外国語活動 17県市 (14)

中学校及び高等学校の受験者に対しては、英語、保健体育、音楽、美術等を中心に、中学校では65県市(66)、高等学校では53県市(55)で何らかの実技試験が実施されている。概要は次のとおりである。

・英語 中学校:63県市(64) 高等学校:50県市(51)

·音楽 中学校:63県市(66) 高等学校:40県市(40)

美術 中学校:61県市(62) 高等学校:40県市(36)

(2)面接試験(第2表-2、第5表)

面接試験は全66県市で実施されている。概要は次のとおりである。

① 個人面接を実施 66県市(66)集団面接を実施 52県市(52)

- ② 面接担当者は主に教育委員会事務局職員や現職の校長、教頭等である。 62県市が、これに加えて民間企業の人事担当者、臨床心理士、保護者等の民間人 等を起用している。
- ③ 面接内容は、個人面接では自己 PR、模擬授業、場面指導、教員としての適格性 を判断する質問等、集団面接では集団討論を行う県市が多い。

(3)作文・小論文、模擬授業・場面指導・指導案作成、適性検査 (第2表-3、第2 表-4、第6表)

作文・小論文試験は48県市(48)、適性検査は48県市(51)で実施されている。

各教科の授業や学級活動などを課題とする模擬授業は55県市(52)、指導案作成は21 県市(23)、学校生活での様々な場面を想定した場面指導は35県市(41)で実施されている。

3 試験免除·特別選考(第7表、第8表、図1)

個性豊かで多様な人材を確保するため、教職経験や民間企業等での勤務経験を有する者、英語に係る資格を持つ者、スポーツ・芸術での技能や実績を持つ者等を対象とした選考は、以下のとおり行われている。

- 試験の一部免除 48県市 (46)
- ·特別選考 61県市 (59)

4 障害のある者への配慮(第8表)

障害のある者を対象とした特別選考を65県市(64)で実施している。また、多くの県

市において筆記試験や実技試験等実施時における配慮、会場等の配慮が行われている。

5 受験年齢制限

受験年齢制限は次のとおりとなっている。

受験可能年齢の上限	県市数 (前年度)
制限なし	15県市(15)
51歳~58歳	1県市(1)
41歳~50歳	17県市(14)
36歳~40歳	32県市(32)
30歳~35歳	1県市(4)

※ 年齢は平成23年度末時点

6 情報公開・不正防止のための措置(第9表)

採用選考の透明性を高めるための取組、不正を防止するための取組については、以下のとおり行われている。

- 試験問題の公表 66県市 (66)
- ・解答の公表 66県市 (66)
- ・配点の公表 66県市 (66)
- ・採用選考基準の公表 66県市 (66)
- ・成績の本人への開示 66県市 (66)
- ・各業務段階ごとのチェック体制に関する取組 66県市(66)
- ・答案や面接の判定等の元データと選考後の確定データとの突合チェック 61県市(60)
- ・業務における受験者の匿名化 66県市 (66)
- ・公正な面接試験の確保のための取組 66県市 (66)

第1表 試験実施時期・合格発表時期・採用内定時期

(単位:県・市)

			1次試影 実施時期 (66県市	胡		E	2次試懸 €施時期 64県市	胡	3次試験 実施時期 (2県)		3	終合格 養表時期 66県市	钥					月内定 66県市		1127	
区分			7月			1										40.5		40.5			
		7/1 ~ 7/7	7/8 ~ 7/14	7/15 ~ 7/21	7/22 ~ 7/28	7月	8月	9月	9月	8月	9月	10月	11月	12月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成19年度	62	_	1	_	1	0	46	15	-	-	14	46	2	0	7	33	3	3	0	6	10
平成20年度	64	_	1	_	1	0	48	15	-	-	16	47	1	0	5	40	1	2	0	6	10
平成21年度	64	_	_	_	1	1	48	14	_	_	17	47	0	0	5	41	1	2	0	7	8
平成22年度	65	3	19	26	17	0	52	11	1	_	17	47	1	0	4	42	2	1	1	6	9
平成23年度	66	3	21	25	17	0	54	10	1	0	20	45	1	0	7	41	2	1	1	5	9
平成24年度	66	21	3	26	16	0	56	8	2	0	22	44	0	0	8	48	0	1	1	2	6

- 1 1次試験実施時期について、筆記試験と面接試験、実技試験等の日程が異なる県市は、筆記試験の日程としている。 2 2次試験を複数月にわたり実施している県市については、開始月を実施時期とした。24年度は、()。 3 採用内定時期を複数に分けている県市については、採用比率の一番高い(同比率の場合は最初の)時期を内定時期とした。24年度は、()。

第2表-1 実施方法(実技試験)

77.2	2表一 7			也万次	4	\ フ	₹1.	又可	八河为	۲)																		
				式験 -													_						ı <u></u>					
	区分	小!	-		1				ak šķ ti	I #A ጠ	外国粒		_					学					高	-	_			
	区刀	理科		音楽	図画				水泳以 体育					り他の教科						り他の教科						の他の教科		
		1 次	2 %	1 2 次 次	1 次	2	1 次	2	1 次	2 次	1 次	2 次	1 次		2 次			2 次	1		2 次		1 次	2 次	1 次		2 次	
1	北海道	<i></i>	,	0	У.	,,	,	0		0	<i>y</i> (Ô	,		,			O	_		-		-	0	,		,	
2	青森県			0				Ō		0								0						0				
3	岩手県			0	_		0		0								0			国語			0		0	国語		
4	宮城県			0			0		0	0		_						0						0				
	秋田県		0			_	0		0			0						0					0					
	<u>山形県</u> 福島県			0		O	0		0								0						0					
	個岛乐 茨城県			0				0		0							0						0					
	栃木県			0				0		0								0						0				
10	群馬県							Ō		0								Ō						Ō				
	埼玉県			0						0								0			0	国語、社会、数学		0				
	千葉県									0							0	0					0	0			0	福祉、水産
13	東京都																	0						0				
14 15	神奈川県 新潟県			0				0		$\overline{}$	0						0	0					0	0				
	富山県			0				0		0	O						0			書道			0					
17	石川県	0	7	0	H	H	0	J	H	_					H		0		۲	a 쓰	\vdash		0	-	C	看護、福祉		
18	福井県	_		0			Ť											0			T		Ľ	0	Ľ	- I par jake		
19	山梨県			0			0		0									0						0				
20	長野県			0				0	Ш	0							0	0			L		0		0	福祉		
21	岐阜県		_	0		0		_		0		0					Ĺ	0	<u> </u>		0	国語、社会、数学	_	0	_			
	静岡県							0		0							0	_					O	0				
23	愛知県 三重県		-	0	H			0		0		0					_	0			-		\vdash	0				
	滋賀県			0				0		0		U			0	特別活動	С	0					0	0				
	京都府			0		0		Ŭ		0					Ŭ	137171120	Ŭ	0					Ť	0				
27	大阪府							0										0						0			0	中国語/工業実習
28	兵庫県			0				0		0								0						0			0	情報
29	奈良県			0				0		0								0						0				
	和歌山県			0			_	0	^	0			_		0	国語	_	0		= ==	0	国語、社会、数学		0			0	国語/地歴/数学
31	鳥取県 島根県			0	0		0	0	0				O	国語			0	0		国語				0				
	岡山県			0				0		0							_	0	_					0				
	広島県			0				0		0								0						Ö			0	情報、福祉
35	山口県			0				0		0							0						0					
36	徳島県			0				0		0							0						0					
37	香川県			0	0		0		0									0							0	福祉		
	愛媛県					_	0	_	0	_							0	_					0	-				
	<u>高知県</u> 福岡県			0		0		0		0		0					$\overline{}$	0					$\overline{}$	0				
	佐賀県			0				0		0	0	0						0						0				
42	長崎県			0	_			0		0	Ŭ	0						0					_	0				
	熊本県			0				0		0	0						0	0						О				
44	大分県			0				0		0	0							0						0				
45	宮崎県			0	Щ		0			0		0						0						0				
46	鹿児島県		_					0	\vdash	0		0					0	0			-		0	0	_		_	ᇶ
	<u>沖縄県</u> 札幌市	H	-	0		O		00	\vdash	0		0					-	0			-		1	0	-		U	福祉
	仙台市			0	_		0		0	0		J					С	0			+		С	0				
	さいたま市						Ť	0	Ľ	0							ŏ	0			T		Ť		L			
51	千葉市									Ō								0					0	0			0	福祉、水産
52	川崎市																	0										
	横浜市				\vdash				Ш								_	0	_				L					
	相模原市		_	_	\vdash		_		$\vdash \vdash$						H		0	0	1		-		1	H	-			
	新潟市 静岡市			0	H		0	0	0	0	0				H		0	H	┢		\vdash		H	H	\vdash		\vdash	
	浜松市				Н		0								H		0		H		H		┢	H	H		\vdash	
	名古屋市				Ħ		Ĕ	0		0								0	t		H		0	0	Н			
	京都市									0								O						0				
60	大阪市			0				0										0						0				
	堺市				Ш		0										0		L				L					
	神戸市		_	_	ļ.,			0	Щ	0							0	0			1		1		_			
	岡山市		_	0	\vdash			0	Н	0							_	0					1	_			_	桂和 / 克州
	広島市 北九州市		-	0		H		0	H	0		0					$\overline{}$	0			-		1	0	-		U	情報/福祉
	福岡市			0				U	H	J		0			H			0			H		┢	0	H		\vdash	
-		1	1			5	14	37	10	42	5	13		1		2		50		3		3	31			4		8
1	A = '	(1)	- 1						(12)		(5)			(1)		(3)		(50)		(4)		(3)		(41)		(5)		(7)
1	合計	2		45	_	7	5	_	5		1				3	. ,		5	t	,	(5		Н		12	
		(2		(50)	-	0)		6)	(5		(14				4)			6)			(7			5)			(12)	
Ь—		(Ζ	,	(00)	, t	٠,	, u	~/	ν, υ	./	ζ1.	•/		(-	/		,,,	-/	1		()	,	,,,	-/			, ι Δ ,	

⁽注)1 合計については、実施した県市の実数である。(())内は昨年度)

⁷ 日前については、火船に足索用の保険といる。 (人) 内間は中午校 () 日前については、火船に足索用の保険を関する場合は中学校に含めている。特別支援学校教諭の募集を他の校種と同一の採用枠内で行っている場合は、他の校種に含めている。 3 中学校における「各教科」とは、理科・保健体育・音楽・美術・英語・技術・家庭をいう。高等学校における「各教科」とは、理科・保健体育・家庭・農業・工業・商業・音楽・美術・英語・書道をいう。

第2表-2 実施方法(面接)

<i>7</i> 77 4	2 表 一 2	美丽	ピノ」	ーム	. (Щ]女/																											
		面接																																
		小			ŀ	中				高				特	支				養教	ζ			栄教								ā†			
	区分	個人	集	団	1	個人		集	<u> </u>	個.	人	集団]	個	人		集団		個人		集団		個人		集団	ı	1	2	3	個人		集	団	
			3 1			1	2 3	1	2 3	1 次	2 3		2 3			3	1 2 次 次	3	1	2 3	1 次	2 3	1 2	3		2 3	次		次		2 3			
	II. 14-14	-	欠次	_	次	_	次次	次		次		次:	_	次	次	次		次	次:	_			次次	_	_	欠次	_	_		_	次	次次	_	次
2	北海道 青森県	0	С	0	_		0	0	0	╂	0	0	0	╬	0		0			0	0)	С		- (<u> </u>		0		_	0	С	0	
3	月林県 岩手県	0	1	0) ()	O	0	╫	0)	0	+	0		0			0 0	_)	0		-	5	O	0			<u>○</u>		0	
4	宮城県	0	_	Ŭ	<u> </u>	_	0			+	0	H	_	+	•				_	0	H		0	-		_		0		_	0	+	_	
5	秋田県	Ō	С	0	t		0	0	0	1	Ö	0	0	\perp	0		00			Ö	0						0	Ö			ŏ	0	0	
6	山形県	0	С				0	0			0	O		Ī	0		0			0	0		0)	0		0	0			0	O		
7	福島県										0	Ö			0		00										0	0			0	0	_	
8	茨城県	0	\perp	0		_	0		0	1	0		0	\perp	0	_	0		_	0	_)	С)	(2		0		_	0	1	0	
9	栃木県	0	С	0	_		0	0	0	-	0	0		╬	0		00			0	0					+	0	0			0	О	_	
10 11	群馬県 埼玉県	0		0	-		⊚ O	\circ	0	╫	0	0	0	╁	0		0			⊚ O	0	2		Н	+	+	0	0	_		⊚ O		0	
12	千葉県	0		, 0	_		0	_	0	╁	0	0	9	+	0		+			0				+		+	Ŭ	0			0	Т		
13	東京都	0	\top	0			0		0		Ö		0	+	0		0			0	()				+		0		_	0		0	
14	神奈川県	0					Ö				O				0					O								O			Ō			
15	新潟県	0				(0				0								Ū	0			С)				0			0			
16	富山県	0	С)		_	0	0			0	0			0		0		·	0	0			Ш			0	0		_	0	0)	
17	石川県	0		+		0		_		0		Н	_	С	_	\sqcup	+		0		$\vdash \vdash$	+	₽	\sqcup	4	+	0	_		0		_		
18 19	福井県	0	+				0	1			0	Н.		+	0	\vdash	_			0	Н,	_	$\vdash \vdash$	+	4	_	Ͱ	0		_	0	+	_	
20	山梨県 長野県	0	C	0	\dashv		0	0	0	-	0	0	0	╁	0		0			0	0)	С	+	+	O	0	0			<u>○</u>	0	0	\vdash
21	岐阜県	0) (0	+) ()	0	0	H	0	0	0	+	0		00			0	0)	0		0 (0	0	0	H		0	_	0	H
22	静岡県	00	Ť	0	-	0		Ť	Ö	0	Ö	_	0	С	0	_	0		0	_)	Ĭ				Ō	0		_	0	Ť	Ō	
23	愛知県	0		0		_	0		0	Ľ	0	0	_	Ī	0	_	00		_	Ö	0	O	С		0		0	0		_	Ō		0	
24	三重県	0		0			0		0		0	Ö	0		0		00			0	0)	С		0	О	0				0		0	
25	滋賀県	0	С		_	_	0	0		-	0	0	_	_	0	_	0			0	0		С	$\overline{}$	0		0	0			0	0	_	
<u>26</u> 27	京都府	00	С	0			0	0	O	+	0	00	O	C	0		0			0	0	ر	C		0	<u>) </u>	0	0			0	C	0	
28	大阪府 兵庫県	0	-	0		_	0	U	0	+	0	_	0	╁	0	_	0		_	0	_)	C	-	~		O	0		_	0		0	
29	奈良県	0	0	_	- †		0	0	_	╁	0	(O	_	$^{+}$	0		0			0	0		C	-	0		0				0	0		
30	和歌山県	00	Ť			0	_	Ĭ		0		_		С	0					Ö			Ĭ				Ö	Ō		_	Ö	Ť		
31	鳥取県	0	С	0		(0		0		0	Ö	0		0		00		Ū	0	0	O					0	0			0	0	0	
32	島根県	0	С			_	0	0			0	0			0		0			0	0		0)	0		0	0		_	0	0		
33	岡山県	0	С	0			0	0		1	0	0		-			_			0	0					_	0	0			0	О	0	
34 35	広島県	0	+	0		_	⊚ ○		0	+	0	0	0	+	0		0		_	0	0 (2		\vdash		_		0		_	⊚ O	+	0	
36	山口県 徳島県	0	C		_	_	0	0	0	╁	0	0	_	+	0	_	0			0	0	_		H	+	+	0				0	0	_	Н
37	香川県	0	C				0	Ö		╁	0	0		\dagger	0		0			<u> </u>	0		@)	0	+	Ö	0			© 	o		
38	愛媛県	0	C				Ö	0			O	Ō			0	_	O			Ö	Ō		C	-	Ō		Ō	Ō		_	Ō	O	_	
39	高知県	00				0				0	0			С	0				Ö	_			00)			0	0			0			
40	福岡県	0	С)	_		0	0		1	0	0	4	4	0		0			0	0			Ш	_		0	0			0	О)	
41 42	佐賀県	0	_			_	0			+	0	Н.	_	+	0	_	_			0	Ι,	_		\vdash		_	-	0			0	-	_	
42	長崎県 熊本県	0	+	0			9 9		0	+	0		0	╁	0		0			0 0))	0	,		2	-	0			(O)	+	0	
44	大分県	-	5	Ŭ	0	1	0		C	,	0	H	C			0		0	H	0	Ħ	0		H	-		H	0	0				Ĭ	0
45	宮崎県	0		0		(0		0		0	Ū	0		0		0		-	0	(O						0			0		0	
46	鹿児島県	0		0		(0		0		0	Ū	0						(0	()	0)	(C		0			0		0	
47	沖縄県	0	\perp		_		00				00	Ц	_	\perp		0	4			0		_		Ш	4	4	<u> </u>		0		0 0)	L	
48	札幌市	0	-	0	_	_	0	1	0	-	0		0	-	0		0		_	0	-)	\vdash	\vdash	4	+	<u> </u>	0			0	-	0	
49 50	仙台市 さいたま市	0	С				⊚ ○	0			0	H	+	+	+	H	+			⊚ O	0	+	@	1	+	+		○			⊚ O	0	-	\vdash
51	千葉市	0	+		_		0				0	H	+	\dagger	0	H	+			0		+		\forall	\dashv	+	Г	0			0	\top		H
52	川崎市	O	С)	t		0	0		1	Ŭ	Ħ		\perp	0		0			0	0			П			0	0			Ö	0	,	
53	横浜市	0	IÍ	0			0	Ė	0	I	Ш		╛	I	0		0			0	_)		口		I	Ė	Ō			Ö	Í	0	
54	相模原市	0	I	П	I		0	Г				П	I	I	Γ		П			0	П		П	П	I	T		0			0			
55	新潟市	00	4	0		0		L	0		\sqcup	Ц	4	\downarrow	-	Щ	4		0	_	()	\vdash	Щ	4	4	_	0	Щ		0	_	0	Ш
56 57	静岡市	00	+			0		1		-	\vdash	Н	+	+	+	\vdash	+		0	_	Η,		\vdash	+	+	+	0	0		_	0	╂	_	\vdash
58	浜松市 名古屋市	00		0		0 0	9)	\circ	0	+	0	0	0	+	0	\vdash	00		0	(O)	0))	+	++	+	+	0	0	\dashv		⊚ O		0	\vdash
59	京都市	0	۲	0		0	_	Г	0	0			0	C	_	H	0		0	_		<u>)</u>	0	\dashv	(5	0			0	_	╁	0	
60	大阪市	0	С	_	T	_	0	0		Ť	0	0	_	Ť	0	H	0		_	0	0	1		${}^{\dag}$	1	1		0		_	0	О	_	\vdash
61	堺市	0	С			0		0					I	С)		0		0		O		0		0		0			0		О)	
62	神戸市	0	С		_Ţ		0	0		Ĺ	0	0		Ţ	0	Ш	0			0	0		С		0		_	0			0	О		
63	岡山市	0	С	0	_		0	0		1		Н	_	1	_					0	0		\vdash	\sqcup	4	1	0	0			0	О	0	
64	広島市	0	+	0			0		0		0	Ц	0	+	0	\vdash	0			0)	₩	\vdash	+	+		0		_	0	+	0	
65 66	北九州市 福岡市	0	С	1) ()	0		\vdash	0	0	+	+	0		0			0	0	+	\vdash	+	+	+	0	0			0 (0)	0	_	H
00	(111 (141)	10 61	1 29	31	1	9 6		30	31 1	5		27 2	28	1 7	7 50	_	26 26	1			30 3	0 1	3 23	0	13 1	12 0			2			2 32		1
			1) (31)				(1)			(7)			(26) (1				(24) (25)		(11)				(3) (24			11) (0)		(63)	(1)				(31)	
	合計	65	+	50			65	H	50	Ť	56	_	44	+	54		44		_	65		50	2!			21	H	66			36	+	52	_
		(66)		(51)			66)		(51)		(57)		44 45)		(52		(42			66)		51)	(26			22)	1	(66)			66)	1	(52	
		(00)	_	(31)		''	/	<u> </u>		<u> </u>	,,	,	,		,52	,	(12	,	,	/	,,	.,	_(,	\4	/	_	, /		,	/	┸	,52	_

⁽注) 1 合計については、実施した県市の実数である。(())内は昨年度)

² 中学校・高等学校教諭の募集を同一の採用枠内で行っている場合は中学校に含めている。特別支援学校教諭の募集を他の校種と同一の採用枠内で行っている場合は、他の校種に含めている。 3 面接について、○は面接を1回、◎は2回以上実施したことを表す。

第2表-3 実施方法(作文小論文、適性検査)

P	弗 2	2表-3					作ス	て小	論	文 <u>、</u>	適	性核	査)					
日本語画				て小															
**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		 Λ	小		中		高		特支		養教		栄教		it it		適	性検	:査
************************************		区分																	
1 上海道 1																			
2 青森県 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	1	北海湾	火	火	火	火	次	火	次	火	火	火	火	火	火	_	火		火
3				0		0		0		0		0							
1			0		0	Ŭ	0	Ŭ	0	Ŭ	0		0		0	Ŭ			
6 山形県 7 福島県 7 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	4																	0	
石橋県																			
3				O		O				_		O		O					-
9		<u> </u>		0		0						0		0					
10 群馬県																			
12	10			0		0		0		0		0				0		0	
13 東京都				0		0						0				0	0		
14 神奈川県																		0	—
15 新潟県			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0			
16 富山県		新潟県	С	0	Ω		О	0		0	0	0	O		С			O	
18 福井県		富山県	Ť	0	Ť	0		0		0	Ť	0	Ť		Ť	0			
19 山梨県 O O O O O O O O O		石川県															0		
20 長野県 O O O O O O O O O O O O O O O O O O O																			\square
1				U	_	O		U		O		U		U		O			\vdash
22 新岡県 O O O O O O O O O				0		0	J	0	J	0		0	0	0	_	0	—		\dashv
23 登知県 O O O O O O O O O	22						0		0			Ť	Ť						
25 漢賀県 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇		愛知県		0		0				0		0		0				0	
26 京都府			Ļ		_										Ļ		_		⊢╣
27 大阪府			_														O		\vdash
28 兵庫県			0	0	U		U		U	0	U		U		0	0			\vdash
29 奈良県																			
31 鳥取県				0		0		0		0		0		0		0		0	
32 島根県			0			0		0	0			0			0	0		_	
33 岡山県				^		_		^		^		^		^		_			—
34 広島県 35 山口県 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	32 33			0		0		0		0		0		0		0			
35 山口県 0 0 0 0 0 0 0 0 0																		0	
37 香川県 O O O O O O O O O	35	山口県		0		0		0		0		0				0		0	
38 愛媛県	36																		
高知県																			\vdash
40 福岡県				0		0		U		0		U		O		0			
42 長崎県				0		0		0		0		0				0			
## 株本県				0		0		0		0		0				0			
44 大分県 45 宮崎県 46 鹿児島県 47 沖縄県 48 札幌市 49 仙台市 50 さいたま市 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				0		0		0		0		0				0		0	
45 宮崎県																			
46 鹿児島県		<u> </u>																	$\overline{}$
47 沖縄県																		0	\sqcap
49 仙台市	47	沖縄県		0		0		0		0		0				0		0	0
50 さいたま市 ○																O			
51 千葉市 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			-	_		_						_			-	_			\vdash
52 川崎市 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			С	J	0	U	0		0		0	J			С	J	_		\dashv
53 横浜市 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	52	川崎市	Ľ	0		0	_		Ť	0	Ť	0			Ľ	0			
55 新潟市 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	53	横浜市								0									
56 静岡市				0	_	0					_	0				0	_		Щ
57 浜松市 〇<			S		U						O				S		_	\circ	\vdash
58 名古屋市 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇			С		С						С				С		\vdash		
59 京都市							0		0								0	J	
61 堺市 62 神戸市 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	59	京都市		0		0		0		0		0		0		0		0	
62 神戸市 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		大阪市																	Щ
63 岡山市				_		_		_		_		_		_		_			\vdash
64 広島市			-	J		U		U	-	U	-	U	-	U	-	U		C	\vdash
65 北九州市)	
合計		北九州市		0		0				0		0				0		0	
合計 (15) (34) (14) (34) (11) (31) (10) (28) (13) (34) (4) (12) (15) (37) (7) (46) (1) (48) (14) (48) (14) (15) (15) (15) (15) (15) (15) (15) (15	66	福岡市															_		لِبَا
音計 44 43 38 39 43 15 48 48																			
44 43 38 39 43 15 48 48		合計													_	_	(7)		(1)
(47) (46) (41) (38) (46) (16) (48) (51)																			
			(4	1)	(4	6)	(4	1)	(3	8)	(4	6)	(1	6)	(4	8)		(51)	

⁽注) 1 合計については、実施した県市の実数である。(())内は昨年度)

² 中学校・高等学校教諭の募集を同一の採用枠内で行っている場合は中学校に含めている。特別支援学校教諭の募集を他の校種と同一の採用枠内で行っている場合は、他の校種に含めている。

第2表-4 実施方法(模擬授業、場面指導、指導案作成)

ж 2	2 表 一 4			/A \	八大八	授業	· ~ ~	ТЩ				于木	:	- 八八					144.3	*	<i>= 1</i>								
		模擬		÷	4++	**	274. ±44.	L	_		指導	-		4+	主业	774 #F		-1	-	_	案作)	_	_	4++	-	± ±4-	224 #K	. 1.	
	区分	小	中	高	特支	養教	栄教	計	小	,	中	高		特支	養教	栄教		計	小		中	高		特支	3	を 教	栄教	ī	i l
	— //	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1	2 1	2	1 2	1	2	1 2	1 2	1	2	1 2	1	2	1 2	1	2	1 :	2	1 2	1	2	1 2
		次 次					次次					次次	次	次 次	次次	次次	次	次 次	次	次	次 次	- 次	次	次	z 欠 ?	欠次	次	次:	
1	北海道	0	0				0		0						0			0											
2	青森県	0	0						0																4				
3	岩手県	0	0	_		0	_	_	0		-	-				1			H.	_	_				+	_		\perp	_
5	宮城県 秋田県	0	0				0		0			+			0			0	_	0	0	_	0		1	0	H	0	0
6	山形県	0							0	0	С	+	0	0	0	-	0	0	H	Ŭ			Ŭ		+			T	Ť
7	福島県			0	0)		_	0														0	C)				0
8	茨城県			0					0																				
9	栃木県	_			_				_	0	С	_			0			0				-		C)			4	0
10 11	群馬県 埼玉県	0	0	_		0		_	0	+		+				+			H	-	0	-			+		H	+	0
12	<u> </u>	0	0	_				_	0			1				1 1			H						+			T	
13	東京都			ĦĒ	ΤĒ					0	С		0	0	0			0		0	0		0	()	0			0
14	神奈川県	0	0			0			0											0	0		0	()	0			0
15	新潟県	0	0			44.	$\bot \bot$		0	0	С		0		0		0	0							4			4	\bot
16 17	富山県	0	_				++	_	0			<u> </u>						-	H						+			4	+
18	<u>石川県</u> 福井県	0	0	0	0	0	+	0	+	0	С	+	0	0	0	+		0	H	-	-	1	H	\vdash	+	+	H	+	+
19	山梨県	0	0	0	0	0	0	П	0	0	C	_	0	0	0	_	0	0				t	H		\dagger	1		T	+
20	長野県	0	0		0	0	Ш	_	0						Ш														
21	岐阜県	H	0		\Box	\prod	+ T	_	0		С	_			0	_	0	0	П	Į		1	П		\bot		П	Ţ	$\perp \!\!\! \perp \!\!\! \perp \!\!\! \perp$
22	静岡県 愛知県	0	0		++	++	++	\vdash	0	0	С	+		0	0	+		0	\vdash	-		1	Н		+	+	${oldsymbol{arphi}}$	+	+
24	三重県	0	0	0		0	0	H	0		\vdash								H	1					+			\dashv	+
25	滋賀県	0	0				0	_	0			1			0	1		0	Ħ			1			T			T	+
26	京都府	0	0						0										(0	0		0	C		0		0	0
27	大阪府	0	0	_				_	0												0		0	C)	0		0	0
28	兵庫県	0	0		_		0		0	0	С	_	0	0	0	-	0	0				-			+			4	
30	奈良県 和歌山県	0	0				0	_	0	0	С	+	0	0	0	_	0	0	H			-			+		H	\dashv	+
31	鳥取県									0	С	_	0	0	0			0				+	0		t			+	0
32	島根県	0	0		0)			0						0		0	0											
33	岡山県	0	0					_	0						0			0											
34	広島県	0	0						0										0		0	0		0	4			())
35 36	<u>山口県</u> 徳島県	0	0					_	0	0		+		0	0	+		0	H	-		-			+		H	+	+
37	<u>福岛乐</u> 香川県	0	0	_			0	_	0			+			Н							-			$^+$			-	+
38	愛媛県			ĦĒ	ΤĒ		ΤĒ		Ť	0	С		0	0	0		0	0	Ħ						T			T	\top
39	高知県	0	0		_	0	0	_	0										(0	0		0	()	0		0	0
40	福岡県	0	0				++-		0			-				+	_		H						+			4	\dashv
41	佐賀県 長崎県	0	0				++	_	0			+				+		-	H			-			+		H	\dashv	+
43	能本県	0	0					_	0			+			0		0	0	H			1			$^{+}$			1	+
44	大分県	0	0		_				0						0	_		0										ı	
45	宮崎県	0	0	0	0	0			0	0	С		0	0	0			0											
46	鹿児島県	_			_				_	_		-	_									-			+			4	
47	<u>沖縄県</u> 札幌市	0	0		0		++	_	0	0	C	+	0	0	0		-	0	\vdash	-		+	Н		+	+	\vdash	+	+
49	仙台市	0	0		_	0	0	_	0		\vdash	1			Н	$\dagger \dagger$				0	0	1	0		\dagger	0	,	0	0
50	さいたま市	0	0						0			L			0			0	Ц		0	_			l				0
51	千葉市	0	0	0	0	0	$oxed{\Box}$	П	0	ĻĪ	Ш	\perp			\prod	$oxed{\Box}$			H	J			Ц		Ţ		Ц	\bot	$\perp \!\!\! \perp \!\!\! \perp$
<u>52</u>	<u>川崎市</u> 横浜市	0	0	+	0	0	++	H	0	0	C	_	0	0	0	_		0		_	-	1	Н	\vdash	+	+	H	+	+
54	<u>快浜巾</u> 相模原市	0	0	_		0	_		0	J		+		0		\forall	-		H	0	0	\vdash	H	H	+	0	H	+	0
55	新潟市	0	0		1	\perp		0		0	С	1			0 0	Ħ		0 0	Ħ			T	Ħ		⇈	J	Ħ	_†	
56	静岡市								_	0		_			0 0			0 0							I		П	I	\Box
57	浜松市	0	0			0	\coprod	Ц	0		Ш					$oldsymbol{oldsymbol{\sqcup}}$						<u> </u>	Ц		1		Ш	_	$\perp \!\!\! \perp \!\!\! \perp$
<u>58</u>	名古屋市	0	0		0	0	0	H	0	0	С	+	0	0	0	+		0	H		0	1			+		H	0	0
59 60	京都市 大阪市			0		1 0			J	0	С	+	0	0	0	+	0	0	_	0	0	+	0		+	0	H	_	0
61	堺市	0	0		0	0	0	0	十			\dagger	_			H	_	Н	Ť	┪		t	H	\vdash	\dagger	+	H	Ť	$\dashv \dashv$
62	神戸市	0	0		_	0			0	0	С		0	0	0	_	0	0		0	0		0		1	0		0	0
63	岡山市	0	0					_	0						0			0							Ţ			I	
64	広島市	0	0				++	_	0		\vdash	╄			\vdash	+		$\vdash \vdash$	0	_	0	0	Ш	0	\downarrow	_	\sqcup	())
65 66	<u>北九州市</u> 福岡市	0	0	0	0	0	++	_	0	0	С	+		0	0	+	-	0	_	0	0	_	Н		_	0	\vdash	╂	0
00	181M1111	3 47	3 49			7 2 28	1 15			1 23			15	0 18		1 0	11	2 35		_	2 15		12	_			0	7	3 18
		(3) (46)									(3) (2			(2) (24)				(4) (39)			(2) (14)			(2)			(0)		(4) (19)
	合計	50	52	45	39	30	16	5		23	22	1		18	34	1		35	15	_	17	_	4	13		12	7	_	21
		(49)	(51)				(13)	(52		(28)	(27)			(25)	(40)			(41)	(13		(16)		8)	(13)		(12)	(6		(23)
<u> </u>		,	(31)	(,,,,	(30)	(=1)	(.0)	,,,,,	<u> </u>	/	(-1)	\4	-/	,,	()	1 1	_	/	,,,	,		Α,1	-/	ν		/	,,,		/

⁽注) 1 合計については、実施した県市の実数である。(())内は昨年度)

² 中学校・高等学校教諭の募集を同一の採用枠内で行っている場合は中学校に含めている。特別支援学校教諭の募集を他の校種 と同一の採用枠内で行っている場合は、他の校種に含めている。

第3表 小学校の実技試験実施状況

(単位:県市)

区分		水泳	体育実技	音楽	図画工作	外国語活動
	1 次	17	17	9	9	4
平成 20 年度	2 次	40	38	42	7	6
	計	57	52	51	16	9
	1 次	15	12	7	6	5
平成 21 年度	2 次	41	41	44	7	7
	計	56	51	51	13	11
	1 次	16	12	6	2	4
平成 22 年度	2 次	39	43	43	7	9
	計	55	53	49	9	12
	1次	16	12	6	2	5
平成 23 年度	2 次	40	44	44	8	10
	計	56	54	50	10	14
	1 次	14	10	4	2	5
平成 24 年度	2 次	37	42	41	5	13
	計	51	50	45	7	17

⁽注) 1 計については、実施した県市の実数である。

第4表 中学校・高等学校の実技試験実施状況

(単位:県市)

区分		理科	保健 体育	音楽	美術	書道	英語	技術 工業	家庭	農業	商業
## 00 F #	中学校	16	64	60	58	1	62	35	42	-	-
平成 20 年度	高等学校	8	53	36	30	6	55	13	22	8	6
平成 21 年度	中学校	15	64	62	58	1	64	35	46	-	-
平成 21 平皮	高等学校	9	52	41	39	14	53	14	27	8	9
平成 22 年度	中学校	14	65	64	59	1	63	37	46	-	-
平成 22 平皮	高等学校	7	52	42	35	16	53	13	30	8	7
平成 23 年度	中学校	14	66	66	62	1	64	38	47	-	-
十成 23 千度	高等学校	8	53	40	36	21	51	12	32	10	7
平成 24 年度	中学校	15	65	63	61	1	63	36	47	-	_
十八人24 千及	高等学校	8	51	40	40	22	50	11	28	12	6

² 外国語活動については、平成21年度以前は「英会話」として調査

第5表 面接試験の実施状況

(単位:県市)

	実施状況				実施方法		面接担当者への民間人起用			
区分	1 次試験 で実施	2 次試験 で実施	1次2次 両方で実施	個人面接 を実施	集団面接 を実施	個人・集団 両方を実施	民間企業 関係者	臨末心理士・ スケールガンセラー	その他	計
平成 20 年度	46	63	45	64	58	58	42	23	-	58
平成 21 年度	45	63	44	64	55	55	46	23	32	57
平成 22 年度	43	62	41	65	53	53	48	24	34	60
平成 23 年度	43	63	41	66	52	52	48	25	36	61
平成 24 年度	40	63	38	66	52	52	48	24	35	62

- (注)1「面接担当者への民間人起用」の計については、実施した県市の実数である。
 - 2 平成20年度以前は「面接担当者への民間人起用」のその他については調査を行っていない。

第6表 作文・小論文、模擬授業・場面指導・指導案作成、適性検査の実施状況

(単位:県市)

区分	作文•論文	模擬授業	場面指導	指導案作成	適性検査
平成 20 年度	56	52	30	18	52
平成 21 年度	54	52	36	22	50
平成 22 年度	48	52	42	22	52
平成 23 年度	48	52	41	23	51
平成 24 年度	48	55	35	21	48

第7表 特定の資格や経歴等を持つことによる試験免除等の実施状況

(単位:県市)

_							(中位,州川)
	区分	英語の資格	情報処理に よる資格	スポーツ・芸術 での技能や実績	教職経験 (現職教員を含む)	その他	計
	平成 20 年度	29	7	7	28	-	45
	平成 21 年度	27	4	6	35	29	50
	平成 22 年度	24	5	6	31	32	46
	平成 23 年度	21	5	7	33	34	46
	平成 24 年度	19	3	7	33	36	48

- (注) 1 一部試験に替え、小論文等の代替試験を課している県市も含む。
 - 2 計については、実施した県市の実数である。
 - 3 平成20年度以前は、その他については集計を行っていない。

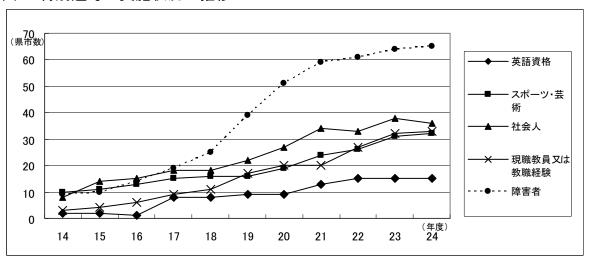
第8表 特別選考の実施状況

(単位:県市)

区分	英語の資格	スポーツ・ 芸術	社会人	現職教員又 は教職経験	その他	計	障害の ある者
平成 20 年度	9	19	27 (8)	20	-	46	51
平成 21 年度	13	24	34 (21)	20	21	50	59
平成 22 年度	15	26	33 (21)	27	27	57	61
平成 23 年度	15	31	38(24)	32	29	59	64
平成 24 年度	15	32	36(24)	33	30	61	65

- (注)1 ()内は特別免許状を活用した選考を実施している県市の実数である。
 - 2 計については、実施した県市の実数である。
 - 3 平成20年度以前は、その他については集計を行っていない。

図1 特別選考の実施状況の推移



第9表 採用選考の内容・基準の公表

(単位:県市)

区分	試験問題の公表	解答の公表	配点の公表	採用選考基準 の公表	成績の本人 への開示
平成 20 年度	64	53	1	20	64
平成 21 年度	64	63	50	55	64
平成 22 年度	65	65	65	65	65
平成 23 年度	66	66	66	66	66
平成 24 年度	66	66	66	66	66

⁽注) 1 一部公表及び開示請求による開示を含む。

※採用選考基準の公表を行っている66県市のうち、選考基準を全て公表しているのは以下の42県市 北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、福井

県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、横浜市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、北九州市、福岡市

² 平成20年度以前は、配点の公表については調査を行っていない。